

# 独立行政法人家畜改良センター職員給与規程

13 規程第7号

平成13年4月1日

## (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人家畜改良センター職員就業規則（13規程第5号。以下「職員就業規則」という。）第69条の規定に基づき、職員（同規則の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）等の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (給与の支給)

第2条 職員の給与は、法令等の定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接職員に支給する。

2 前項に規定するもののほか、給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## (俸給)

第3条 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第4条 俸給は、職員就業規則第47条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第19条の規定による手当を含む。第26条及び第39条において同じ）、超過勤務手当、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、報奨金及び寒冷地手当を除いた全額とする。

第5条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 一 一般職員俸給表（別表第1）
- 二 技術専門職員俸給表（別表第2）
- 三 医療職員俸給表（別表第3）

2 前項の俸給表（以下単に「俸給表」という。）は、すべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める

職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

- 第6条 理事長は、前条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。
- 2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。
  - 3 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。
  - 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長が別に定めるところにより決定する。
  - 5 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前において理事長が定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が職員就業規則第71条の規定による懲戒処分を受けたこととその他これに準ずるものとして理事長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
  - 6 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者及び医療職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上である者にあつては、3号俸）とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
  - 7 55歳（技術専門職員俸給表の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項の規定に基づいて決定されるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行なうものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
  - 8 職員の昇給は、別表第2の技術専門職員俸給表備考2の適用を受ける職員を除き、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
  - 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
  - 10 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
  - 11 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）第9条及び職員就業規則第75条第1項の規定により採用された職員（以下「継続雇用職員」という。）の俸給月額は、

第5条第1項に規定する俸給表の再雇用職員の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第7条 高年齢者雇用安定法第9条及び職員就業規則第76条第1項の規定により採用された短時間勤務の官職を占める職員（以下「継続雇用短時間勤務職員」という。）の俸給月額、第5条第2項及び前条第11項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、職員就業規則第36条第2項第1号の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（俸給の支給）

第8条 俸給は、毎月16日（その日が職員就業規則第42条に規定する休日にあたる時は、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い休日でない日。）に、その月の月額を全額を支給する。ただし、理事長が別に定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の1日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額を半額ずつを支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、震度6強以上の地震による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域内に法人の事務所が所在し、又は職員が居住する場合には、その適用の日の属する月からその翌々月までの間、月の1日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、当該区域内に所在する法人の事務所に勤務し、又は居住する職員の俸給の月額を半額ずつを支給することができる。

第9条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職（死亡による退職を除く。）をし、もしくは解雇にされたときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡により退職をしたときは、その月まで俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、月若しくは前条第1項ただし書に規定する各期間（以下「給与期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、又はその給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その給与期間の現日数から職員就業規則第42条第1項、第43条及び第45条第1項の規定による休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（俸給の特別調整額）

第10条 理事長は、管理又は監督の地位にある職員の役職のうち理事長が別に

定めるものについて、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な特別調整額を支給する。

- 2 前項に定める俸給月額の特例調整額は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の100分の25を超えてはならない。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

- 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

- 四 満60歳以上の父母及び祖父母

- 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

- 六 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号に該当する扶養親族 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 別表第1の俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が7級以下の者、別表第2及び別表第3の俸給表の適用を受ける者 6,500円

- ロ 別表第1の俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が8級の者 3,500円

- ハ 別表第1の俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が9級以上の者 支給しない

- 二 前項第2号に該当する扶養親族 10,500円

- 三 前項第3号から第6号までの扶養親族 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 別表第1の俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が7級以下の者、別表第2及び別表第3の俸給表の適用を受ける者 6,500円

- ロ 別表第1の俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が8級の者 3,500円

- ハ 別表第1の俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が9級以上の者 支給しない

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）

にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

三 前条第2項第2号から第6号までの扶養親族（以下「扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等」という。）がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた

日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

#### （地域手当）

第13条 地域手当は、独立行政法人家畜改良センター組織規程第3条に規定する本所、同規程第33条に規定する牧場及び支場（以下「事務所」という。）のうち、その所在する地域における民間の賃金水準及び物価等を考慮して次に掲げる事務所（以下この条において「支給事務所」という。）に在勤する職員に支給する。

- 一 茨城県筑西市に所在する事務所
- 二 愛知県岡崎市に所在する事務所

2 地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる支給事務所の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 前項第1号に掲げる牧場 100分の3
- 二 前項第2号に掲げる牧場 100分の6

3 削除

4 支給事務所に在勤する職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する支給事務所に係る地域手当の支給割合（第2項各号に掲げる割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に

在勤していた支給事務所に係る地域手当の支給割合（第2項各号に掲げる割合をいい、理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する事務所が第1項の支給事務所に該当しないこととなる時は、異動の円滑を図るため、当該職員には、前項までの規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動後の支給割合）以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する支給事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長が別に定めるところによる。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる場合を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

- 5 国家公務員、地方公務員又は理事長が別に定める法人に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国家公務員等」という。）から引き続き人事交流等により独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）の職員となった場合（この職員が当該採用の日の前日に在勤していた官署又は機関に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該職員が採用の日の前日に人事院規則9-49（地域手当）第2条から第4条に規定する地域に所在する官署若しくは機関（以下、「支給官署等」という。）に在勤していた者で、当該採用の直後に在勤する事務所が地域手当を支給されない事務所であるとき、又は当該採用の直後に在勤する支給事務所に係る地域手当の支給割合（以下この項において「採用後の支給割合」という。）が当該採用の日の前日に当該支給官署等に在勤するものとした場合に一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）及び同規則の規定を適用して得られる支給割合（以下「給与法による支給割合」という。なお、理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。）に達しないときは、前項の規定により地域手当を支給される職員との権衡を考慮して、当該職員には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該採用の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が採用後の支給割合（当該割合が採用後に改定さ

れた場合にあつては、改定後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該採用の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する支給事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、前項ただし書の規定の適用を受ける職員の支給に準ずるものとする。

- 一 当該採用の日から同日以後1年を経過する日までの期間 給与法による支給割合(給与法による支給割合が当該採用後に改定された場合にあつては、当該採用の日の前日の給与法による支給割合。次号において同じ。)
- 二 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 給与法による支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(広域異動手当)

第13条の2 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合において、当該異動につき理事長が別に定めるところにより算定した事務所間の距離(異動の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事務所の所在地との間の距離(異動の直前の住居と当該異動の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動の日から3年を経過するまでの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該異動に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた事務所への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。

- 一 300キロメートル以上 100分の10
- 二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動(以下この項において「当初広域異動」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動(以下この項において「再異動」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動手当の支給割合



を上回るとき又は当初広域異動手当に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動の日以後は当初広域異動手当に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動手当に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 国家公務員等から引き続き人事交流等により引き続きセンターの職員となった者又は前2項に規定する異動に準ずるものとして理事長が別に定める職員であって、これらに伴い勤務場所に変更があったものには、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）
  - 二 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
    - ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月あたりの運賃等

相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額（継続雇用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員にあっては、その額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単

位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 事務所を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、国家公務員等から引き続き人事交流等によりセンターの職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該人事交流等により職員となった直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（雇用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。

5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第16条 事務所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理

事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員等から引き続き人事交流等によりセンターの職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該人事交流等により職員となった直前の住居から当該人事交流等により職員となった直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らし困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（雇用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### （特殊勤務手当）

第17条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### （特地勤務手当等）

第18条 生活の著しく不便な地に所在する事務所として理事長が別に定めるもの（以下「特地事務所」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 特地勤務手当の月額は、俸給及び扶養手当の月額合計額の100分の25

を超えない範囲内で理事長が別に定める。

- 3 特地事務所が第13条第1項の支給事務所に該当する場合における特地勤務手当と地域手当その他の給与との調整等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第19条 職員が事務所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する事務所が特地事務所又は理事長が指定するこれに準ずる事務所（以下「準特地事務所」という。）に該当するときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、当該異動の日から3年以内の期間（当該異動の日から起算して3年を経過する際理事長が別に定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、俸給及び扶養手当の月額合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 2 国家公務員等から引き続き人事交流等によりセンターの職員となって特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（雇用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）、新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった事務所に在勤する職員でその特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった日前3年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があるものとして理事長が別に定める職員には、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
- 3 前2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員が第13条の2の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給与の減額）

第20条 職員が勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合（職員就業規則第43条第2項、第3項に規定する代休及び4時間単位の代休を取得した場合を除く。）を除き、その勤務しない1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額（正規の勤務時間のすべてを勤務しないときは、その勤務しない1日につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に7.75を乗じて得た額）を減額して給与を支給する。

（給与の半減）

第21条 職員が負傷（業務上の負傷及び通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「災害補償保険法」という。）第7条第1項第2号に

規定する通勤をいう。以下この項及び第41条において同じ。)による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は職員就業規則第63条第1項に規定する就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて勤務しないときは、その期間の経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき俸給の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (超過勤務手当)

第22条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合、職員就業規則第43条第1項の規定により休日の変更を行った場合において、当該勤務を命ぜられた日の属する週の正規の勤務時間を超えて行った勤務については100分の25の割合、同条第3項の規定により4時間単位の代休とした場合の当該休日に行った勤務については100分の35の割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間を超えて勤務した時間(休日に勤務した時間を除く。)における勤務

二 休日に勤務した時間の勤務

2 継続雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

## 第23条 削除

(夜勤手当)

第24条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(端数計算)

第25条 第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第26条 第20条、第22条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、俸給の月額に対する地域手当、広域異動手当及び特勤勤務手当の月額並びに次の各号に掲げる手当が支給される場合にあっては当該各号に定める額の合計額を1年間における1ヶ月平均の正規の勤務時間数で除して得た額とする。

- 一 特殊勤務手当 給与期間中において正規の勤務時間以外の時間に行った第17条第2項により理事長が別に定める作業に係る特殊勤務手当の額
- 二 寒冷地手当 第34条の規定を適用した場合に得られる寒冷地手当の額

## 第27条 削除

(管理職員特別勤務手当)

第28条 第10条第1項の規定に基づく理事長が別に定める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として理事長が別に定める職員(以下「特定管理職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。



- 一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して理事長が定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）
  - 二 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が定める額
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当）

第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第31条まで及び附則（平成22.12.122独セ第1039号）第2項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日（次条及び第31条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（職員就業規則第72条第1項第1号から第6号までに掲げる事由による退職に限る。以下第32条まで及び第41条第8項において同じ。）をし、又は解雇（同規則第9条第2項及び第70条第1項に掲げる事由による解雇に限る。以下第32条まで及び第41条第8項において同じ。）された職員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（理事長が別に定める特定幹部職員（第32条において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

3 継続雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職をし、又は解雇された日現在）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手

当の月額合計額とする。

- 5 理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める職にある職員にあつては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第71条及び同規則第84条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 三 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第31条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職をし、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職をし、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - 二 退職をし、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、センターの公共上の見地から行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処

分」という。)を受けた者は、理事長が別に定める期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (勤勉手当)

- 第32条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則(平成22.12.1 22独第1039号)第2項第5号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前における直近の業績評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職をし、又は解雇された職員についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
    - 一 前項の職員のうち継続雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職をし、又は解雇された職員にあっては、退職をし、又は解雇された日現在。次項及び附則(平成22.12.1 22独

家セ第1039号) 第2項第5号において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の90(特定幹部職員にあっては100分の110)を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち継続雇用職員 当該継続雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5(特定幹部職員にあっては100分の52.5)を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 第29条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第32条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第30条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条において同じ。)」と読み替えるものとする。

#### (報奨金)

第32条の2 独立行政法人家畜改良センター表彰規程(平成13.4.13独家セ第14号)第16条第1項により特別表彰された職員には、同規程第3条第2項の規定により報奨金を支給することができる。

#### (寒冷地手当)

第33条 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条及び次条において「基準日」という。)において、別表第4に掲げる地域に在勤する職員(以下この条から第36条までにおいて「支給対象職員」という。)に対しては、寒冷地手当を支給する。

第34条 支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地 域 の 区 分	世 帯 等 の 区 分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	

1 級 地	2 6 , 3 8 0 円	1 4 , 5 8 0 円	1 0 , 3 4 0 円
2 級 地	2 3 , 3 6 0 円	1 3 , 0 6 0 円	8 , 8 0 0 円
3 級 地	2 2 , 5 4 0 円	1 2 , 8 6 0 円	8 , 6 0 0 円
4 級 地	1 7 , 8 0 0 円	1 0 , 2 0 0 円	7 , 3 6 0 円
備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって別表第4に掲げる地域又は理事長が別に定める地域に居住する扶養親族がないもののうち、第16条の規定による単身赴任手当を支給されるもの(理事長が別に定めるものに限る。)及びこれに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含まないものとする。			

2 前項の表に掲げる地域の区分は、別表第4のとおりとする。

第35条 第21条第1項の規定の適用を受ける職員その他理事長が別に定める職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前条第1項の規定にかかわらず、理事長が別に定める額とする。

第36条 支給対象職員が、理事長に別に定める場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2条の規定にかかわらず、第34条の規定による額を超えない範囲内で、理事長が別に定める額とする。

第37条 第34条から前条までに規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第38条 第22条及び第24条の規定は、特定管理職員には適用しない。

2 第11条、第12条、第13条第4項、同条第5項、第14条、第18条、第19条及び第33条から第37条の規定は、継続雇用職員には適用しない。

(俸給の特別調整額、扶養手当等の支給方法)

第39条 俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、特勤勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(非常勤職員の給与)

第40条 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は理事長の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員（継続雇用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）については、勤務1日につき、理事長が別に定める額を超えない範囲内において、手当を支給することができる。

2 前項に定める職員以外の常勤を要しない職員については、理事長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。

3 前2項の常勤を要しない職員には、別段の定めがない限り、これらの項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

#### （休職者の給与）

第41条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額（災害補償保険法第14条の規定による休業補償給付及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条の規定による休業特別支給金の合計額を差し引いた額）を支給する。

2 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第53条第1項の事由により病気休暇を取得した場合は、前項の規定を準用する。

3 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が第1項及び第3項以外の心身の故障により職員就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまではこれに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

5 職員が職員就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

6 職員が職員就業規則第14条第1項第3号又は同項第4号のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

7 第3項、第4項又は第6項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第29条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職をし、又は解雇されたときは、同項の規定により理事長が別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、

この限りでない。

- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第30条及び第31条の規定を準用する。この場合において、第30条中「前条第1項」とあるのは、「第41条第7項」と読み替えるものとする。
- 9 前8項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(育児休業等職員の給与)

- 第42条 職員就業規則第65条第1項に規定する育児休業（以下単に「育児休業」という。）をしている職員の給与については、育児休業をしている期間は給与を支給しない。
- 2 職員就業規則第65条の2第1項に規定する育児短時間勤務を取得している職員については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	による	による。ただし、職員就業規則第65条の2第1項の規定による勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の俸給の月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、職員就業規則第36条第2項第2号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第15条第2項第2号及び第22条第2項	継続雇用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第18条第2項及び第19条第1項	合計額の	合計額（育児短時間勤務職員以外の職員であって異動となった日において育児短時間勤務職員であった者、育児短時間勤務職員であって異動となった日において育児短時間勤務職員以外の職員であった者又は育児短時間勤務職員であって異動となった日において育児短時間勤務職員であった者については、それぞれ理事長が別に定める合計

		額) の
第 2 9 条第 4 項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額
第 2 9 条第 5 項 及び第 3 2 条第 3 項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額
第 2 9 条第 5 項	俸給月額	俸給月額を算出率で除して得た額
第 2 9 条第 6 項	理事長	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して理事長

- 3 職員就業規則第 6 5 条の 3 第 1 項の規定に基づく育児時間により勤務しない場合は、その勤務しない 1 時間につき、第 2 6 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 4 第 2 9 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 5 第 3 2 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 6 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 7 前 6 項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(介護休業職員の給与)

- 第 4 3 条 職員就業規則第 6 7 条に規定する介護休業の承認を受けて勤務しない場合は、その勤務しない 1 時間につき、第 2 6 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 前項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(在籍派遣職員の給与)

- 第 4 4 条 職員就業規則第 1 5 条第 1 項の規定により国際機関、外国政府又はこれらに準ずる機関又は同規則第 1 6 条の規定により民間企業等に派遣された職員の給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。



(自己啓発等休業職員の給与)

第44条の2 職員就業規則第66条第1項に規定する自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)をしている職員の給与については、自己啓発等休業をしている期間は給与を支給しない。

2 前項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(雑則)

第45条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13.11.30 13独家セ第1036号)

(施行期日等)

この規程は、平成13年11月30日から施行し、改正後の職員給与規程の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成15.3.1 14独家セ第1435号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成15年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第29条第1項から第3項まで、附則第7項及び第8項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

2 施行日の前日において、別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受けていた期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当に関する平成15年3月31日までの読替)

- 5 施行日から平成15年3月31日までの間における第29条の適用に当たっては、同条第2項中「100分の55」とあるのは「100分の50」と、同条第3項中「100分の30」とあるのは「100分の25」と、読み替えて適用するものとする。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 6 平成15年3月に支給する期末手当の額は、前項の規定により読み替えられた職員給与規程第29条第2項(前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、若しくは第41条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第44条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

- (1) 平成15年3月1日(期末手当について第29条第1項後段、又は第41条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で、平成14年4月1日から施行日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを含む。以下「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち、俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(以下「俸給等」という。)の額の合計額

- (2) 継続在職期間についてこの規程による改正後の職員給与規程による俸給月額(継続在職期間において第2項に掲げる俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について理事長が別に定める俸給月額)及び改正後の職員給与規程による扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当等に関する経過措置)

- 7 平成15年6月に支給する期末手当等に関する改正後の第29条第2項の規

定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、第29条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、第29条第2項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、第29条第2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(育児休業をしている職員の経過措置)

- 8 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当等に関する改正後の職員給与規程第42条第3項の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。

附 則 (平成15.4.1 14独家セ第1615号)

(施行期日)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15.11.1 15独家セ第1072号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第8条、第13条、第15条及び第29条の改正部分及び附則第7項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え)

- 2 施行日の前日において、別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受けていた期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成16年3月31日までの間における期末手当に関する読替規定)

- 5 施行日から平成16年3月31日までの間における期末手当に関する第29条の規定の適用に当たっては、同条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の170」とあるのは「100分の90」と、「」とあるのは「100分の145」とあり、及び」と、「100分の150」とあるのは「100分の125」と、「100分の80」とあるのは「100分の65」と読み替えて適用するものとする。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 6 平成15年12月に支給する期末手当の額は、前項の規定により読み替えられた職員給与規程第29条第2項(前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、若しくは第41条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第44条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- (1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日))において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(職員給与規程第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)及び特勤手当(職員給与規程第19条の規定による手当を含む。)の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員については、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

(調整手当に関する経過措置)

- 7 平成16年4月1日におけるこの規程の施行の際現にこの規程による改正前の第13条第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程の改正後の同項の規定の適用については、同項中

「場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「いい、理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動等の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第5項中「前項の規定による」とあるのは「独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成15年11月1日 15独家セ第1072号）附則第7項の規定により読み替えて適用される前項の規定による」とする。

附 則（平成16.11.1 16独家セ第1091号）

（施行期日）

1 この規程は、平成16年11月1日から施行する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

- 2 この規程による改正後の独立行政法人家畜改良センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第33条に規定する基準日（以下「基準日」という。）において平成16年10月29日（以下「旧基準日」という。）から引き続き旧寒冷地（この規程による改正前の独立行政法人家畜改良センター職員給与規程第33条に規定する寒冷地をいう。以下同じ。）に在勤する職員（再任用職員（改正後の職員給与規程第6条第11項に規定する再任用職員をいう。）を除く。以下「経過措置対象職員」という。）に対しては、同規程第34条から第36条までの規定にかかわらず、理事長が定めるところにより算定した額の寒冷地手当を支給する。
- 3 前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者（以下この項において「支給対象職員」という。）との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第34条から第36条までの規定にかかわらず、前項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 4 一般職給与法適用職員等（改正後の職員給与規程第13条第5項に規定する一般職給与法適用職員等をいう。）であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き同規程の適用を受ける職員となり、旧寒冷地に在勤することとなった場合

において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前2項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要と認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、同規程第33条から第36条までの規定にかかわらず、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

- 5 前3項に定めるもののほか、寒冷地手当に関する経過措置及びその他の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出に関する経過措置)

- 6 附則第2項から第4項までの規定により寒冷地手当を支給される職員に対する改正後の職員給与規程第26条の規定の適用については、同条第2号中「第34条」とあるのは「独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成16年11月1日 16独家セ第1091号）附則第2項から第4項まで」と読み替えるものとする。

附 則（平成17.8.16 17独家セ第705号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成17年9月1日から施行する。  
なお、この規程による改正後の独立行政法人家畜改良センター職員給与規程（13規程第7号）第22条の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17.12.1 17独家セ第1166号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

- 2 施行日の前日において、別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受けていた期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定める

ところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程第29条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、若しくは第41条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第44条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日))において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当(職員給与規程第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)及び特地勤務手当(職員給与規程第19条の規定による手当を含む。)の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員については、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

(その他)

- 6 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成18.4.1 17独家セ第1718号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長が別に定める場合を除いて、旧級に対応する同表の新級欄の上段に定める職務の級とする。

(号俸の切替え)

- 3 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）別表第1から別表第3までの俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。
- 4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。
- 5 施行日の前日において改正前の職員給与規程別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における号俸は、理事長が別に定めるところにより決定される号俸とする。

(施行日前の異動者の号俸の調整)

- 6 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 7 附則第2項から前項までの規程の適用については、これらの規程に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の職員給与規程の規定及びこれらに基づく規則等に従って定められたものでなければならない。



(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 8 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（21独家セ第1261号。以下「平成21年改正規程」という。）の施行の日において平成21年改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（附則（平成22.12.1 22独家セ第1039号 以下「平成22年改正規程」という。）第2項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が平成22年改正規程附則第2項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 9 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 10 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 11 前3項の規定による俸給を支給される職員に関する改正後の職員給与規程の適用にあたっては、次に掲げる俸給月額には、前3項の規定により支給される俸給を含めるものとする。
  - 一 改正後の職員給与規程第10条に規定する俸給月額
  - 二 改正後の職員給与規程第29条第5項（第32条第4項において準用する場合を含む。）に規定する俸給月額

(平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例)

- 12 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の職

員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第6項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第6条第7項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第13条第2項 第1号	百分の十八	百分の十八を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項 第2号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項 第3号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項 第4号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項 第5号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項 第6号	百分の三	百分の三を超えない範囲内で別に定める割合

(その他)

13 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表第1 職務の切替表（附則第2項関係）

俸給表	旧級	新級
一般職員俸給表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級 10級
技術専門職員俸給表	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表（附則第3項関係）

(1) 一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1	3月未満			1	1	5	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		

22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上6月未滿			98	73	102					
	6月以上9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上6月未滿			102	75	106					
	6月以上9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上6月未滿			106	78						
	6月以上9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上6月未滿			110	82						
	6月以上9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上6月未滿			114							
	6月以上9月未滿			115							
	9月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3月未滿			117							
	3月以上6月未滿			118							
	6月以上9月未滿			119							
	9月以上12月未滿			120							
	12月以上			121							
31	3月未滿			121							
	3月以上6月未滿			122							
	6月以上9月未滿			123							
	9月以上12月未滿			124							
	12月以上			125							
32	3月未滿			125							
	3月以上6月未滿			125							
	6月以上9月未滿			125							
	9月以上12月未滿			125							
	12月以上			125							

(2) 技術専門職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21

11	3月未滿	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65



22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上12月未滿	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未滿	117	117	95	125		
	3月以上6月未滿	118	118	95	126		
	6月以上9月未滿	119	119	96	127		
	9月以上12月未滿	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未滿	121	121				
	3月以上6月未滿	121	122				
	6月以上9月未滿	121	123				
	9月以上12月未滿	121	124				
	12月以上	121	125				

33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

(3) 医療職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		1			1	1	1	1
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17

10	3月未滿	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未滿	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未滿	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未滿	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	

21	3月未滿	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未滿	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未滿	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未滿	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未滿	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未滿	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未滿	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未滿	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未滿	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未滿	92	92	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未滿	93	93	93	89			
	3月以上6月未滿	94	94	94	90			
	6月以上9月未滿	95	95	95	91			
	9月以上12月未滿	96	96	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未滿	97	97	97	93			
	3月以上6月未滿	98	98	98	94			
	6月以上9月未滿	99	99	99	95			
	9月以上12月未滿	100	100	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未滿	101	101	101	97			
	3月以上6月未滿	102	102	102	98			
	6月以上9月未滿	103	103	103	99			
	9月以上12月未滿	104	104	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未滿	105	105	105	101			
	3月以上6月未滿	106	106	106	102			
	6月以上9月未滿	107	107	107	103			
	9月以上12月未滿	108	108	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未滿	109	109	109				
	3月以上6月未滿	110	110	110				
	6月以上9月未滿	111	111	111				
	9月以上12月未滿	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未滿	113	113	113				
	3月以上6月未滿	114	114	114				
	6月以上9月未滿	115	115	115				
	9月以上12月未滿	116	116	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未滿	117	117	117				
	3月以上6月未滿	118	118	118				
	6月以上9月未滿	119	119	119				
	9月以上12月未滿	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				

32	3月未滿	121	121					
	3月以上6月未滿	122	122					
	6月以上9月未滿	123	123					
	9月以上12月未滿	124	124					
	12月以上	125	125					
33	3月未滿	125	125					
	3月以上6月未滿	126	126					
	6月以上9月未滿	127	127					
	9月以上12月未滿	128	128					
	12月以上	129	129					
34	3月未滿	129	129					
	3月以上6月未滿	130	130					
	6月以上9月未滿	131	131					
	9月以上12月未滿	132	132					
	12月以上	133	133					
35	3月未滿	133	133					
	3月以上6月未滿	134	134					
	6月以上9月未滿	135	135					
	9月以上12月未滿	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未滿	137	137					
	3月以上6月未滿	138	138					
	6月以上9月未滿	139	139					
	9月以上12月未滿	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3月未滿	141	141					
	3月以上6月未滿	142	142					
	6月以上9月未滿	143	143					
	9月以上12月未滿	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3月未滿	145	145					
	3月以上6月未滿	146	146					
	6月以上9月未滿	147	147					
	9月以上12月未滿	148	148					
	12月以上	149	149					
39	3月未滿	149						
	3月以上6月未滿	150						
	6月以上9月未滿	151						
	9月以上12月未滿	152						
	12月以上	153						
40	3月未滿	153						
	3月以上6月未滿	154						
	6月以上9月未滿	155						
	9月以上12月未滿	156						
	12月以上	157						
41	3月未滿	157						
	3月以上6月未滿	158						
	6月以上9月未滿	159						
	9月以上12月未滿	160						
	12月以上	161						

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表（附則第3項関係）

旧号俸	新 級	9 級	10 級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1

11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

附 則（平成19.4.1 13規程第7-1号）  
（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（平成23年3月31日までの間における俸給の特別調整額に関する経過措置）

2 独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（17独家セ第1718号）附則第8項から同規程附則第10項までの規定による俸給を支給される職員のうちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える職員についてのこの規程による改正後の独立行政法人家畜改良センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第10条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額と独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（17独家セ第1718号）附則第8項から同規程附則第10項まで規定による俸給の額との合計額」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

3 改正後の職員給与規程第13条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動の日以後」とする。

（その他）

4 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成19.9.1 13規程第7－2号）  
（施行期日）

1 この規程は、平成19年9月1日から施行する。

（育児短時間勤務職員に対する職員給与規程の一部を改正する規程（平成18.4.1 17 独 家セ第1718号）附則の適用の特例

2 施行日以降に独立行政法人家畜改良センター職員就業規則第64条の2第1項の規定による勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を始めた職員が、独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成18.4.1 17独 家セ第1718号）附則第8項から第10項までの規定による俸給を支給されている場合における当該育児短時間勤務をしている期間中の同規程附則第8項から第13項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8項	）には、俸給月額	以下「経過措置職員」という。）が、独立行政法人家畜改良センター職員就業規則第64条の2第1項の規定による勤務（以下「育児短時間勤務）を始めようとする場合には、その者が育児短時間勤務をすることにより受けることとなる俸給の月額が平成18年3月31日において受けていた俸給の月額に同規則第36条第2項第2号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない場合には、その期間中育児短時間勤務をすることにより受けることとなる俸給の月額
第9項	前項に規定する	経過措置
	て、同項	て、前項

附 則（平成19.12.1 13規程第7－3号）  
（施行期日）

1 この規程は、平成19年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第13条の2の規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定（第32条第2項第1号の改正部分を除く。次項において同じ。）は、平成19年4月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸）

3 平成19年4月1日から施行日の前日までの間において、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の職員給与規程の規定



による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が別に定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができるものとする。

(給与の内払)

- 5 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 6 前4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成20.5.27 13規程第7-4号)

(施行期日)

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成20.10.1 13規定第7-5号)

(施行期日)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成21.4.1 13規程第7-6号)

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21.5.29 13規程第7-7号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年5月29日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項の規定の適用については、第29条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「100分の110」とあるのは「100分の60」と、第32条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

附 則 (平成21.7.1 13規程第7-8号)

(施行期日)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21.12.1 21独家セ第1261号）  
（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第4条、第27条、第39条の規定は平成21年12月5日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第29条第2項から第6項まで（同規程第42条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第41条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項、家畜改良センター在籍派遣規程第11条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当（同規程第19条の規定による手当を含む。）の月額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前日までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該機関を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- 二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号 俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から 8号俸まで
技術専門職員俸給表	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
医療職員俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から 4号俸まで

附 則（平成22.4.1 21独家セ第1801号）  
（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22.12.1 22独家セ第1039号）  
（施行期日）

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、附則第8項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（55歳を超える職員の俸給月額減額支給等）

2 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（継続雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第21条の規定の適用を受ける者である場合にあつては同条第1項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第10項及び第11項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第10項において「俸給月額減額基礎額」という。））

二 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

三 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

四 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第29条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（同項括弧書きに規定する理事長が別に定める職にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、俸給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）

に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

五 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額(第32条第4項において準用する第29条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(同項括弧書きに規定する理事長が別に定める職にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、俸給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第32条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額(同条第4項において準用する第29条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第32条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

六 第41条第1項又は第3項から第7項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第41条第1項 前各号に定める額

ロ 第41条第3項又は第4項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第41条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第41条第6項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第41条第7項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

俸給表	職務の級
一般職俸給表	6級

3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第20条及び第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第26条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を1年間における1ヶ月平均の正規の勤務時間数

で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の合計額を1年間における1ヶ月平均の正規の勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

- 5 附則第2項の規定が適用される間、第32条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.35（特定幹部職員にあつては、100分の1.65）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 6 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第29条第2項から第6項まで（同規程第42条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第41条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項、家畜改良センター在籍派遣規程第11条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において調整額という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の附則第2項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、職員給与規程附則第8項（平成18.4.1 17独家セ第1718号）の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当（同規程第19条の規定による手当を含む。）の月額に0.28/100を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前日までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該機関を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号 俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から 4号俸まで
技術専門職員 俸給表	1級	1号俸から108号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から64号俸まで
	4級	1号俸から36号俸まで
	5級	1号俸から20号俸まで
医療職員俸給表	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から80号俸まで
	3級	1号俸から56号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から28号俸まで
	6級	1号俸から 8号俸まで

二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に0.28/100を乗じて得た額

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替）

7 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「職員給与規程の一部を改正する規程（平成22.12.122独家セ第1039号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

8 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において給与規程第6条第5項の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成23.4.122独家セ第1615号）

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23.10.123独家セ第871号）

（施行期日）

1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

（平成24年1月1日に行われる昇給に関する経過措置）

2 平成24年1月1日に行われる昇給についての給与規程第6条第5項の規定の適

用については、同項中「同日前において理事長が定める日以前1年間」とあるのは、「平成23年1月1日から同年9月30日までの期間」とする。

3 前項に規定する昇給に関する勤務成績の証明並びに昇給区分については、なお従前の例による。この場合において、改正前の給与規程第6条第5項中「同日前1年間」とあるのは、「平成23年1月1日から同年9月30日までの期間」とする。  
(平成23年12月期に支給する勤勉手当に関する経過措置)

4 平成23年12月期に支給する勤勉手当についての給与規程第32条第1項の規定の適用については、同項中「業績評価」とあるのは、「業績評価その他の能力の実証」とする。

附 則 (平成24.4.23 24独家セ第184号)  
(施行期日)

1 この規程は、平成24年5月1日から施行する。

(給与減額の特例)

2 平成24年5月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、職員給与規程第5条第1項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額(職員給与規程の一部を改正する規程(17独家セ第1718号)附則第8項の規定による俸給を含み、当該職員が職員給与規程第21条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額(同条の規定による俸給を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
技術専門職員俸給表	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
医療職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77

(給与支給の減額)

3 特例期間においては、職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 俸給の特別調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に100分の10を乗じて得た額

二 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

三 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額

四 特地勤務手当 当該職員の俸給月額に対する特地勤務手当の月額に当該職員

- の支給減額率を乗じて得た額
- 五 特地勤務手当に準ずる手当 当該職員の俸給月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- 六 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 七 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 八 職員給与規程第41条第1項から第7項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
- イ 職員給与規程第41条第1項又は第2項 前項及び前各号に定める額
- ロ 職員給与規程第41条第3項又は第4項 前項並びに第2号、第3号及び第6号に定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 職員給与規程第41条第5項 前項、第2号及び第3号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 職員給与規程第41条第6項 前項並びに第2号、第3号及び第6号に定める額に、同条第6項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 職員給与規程第41条第7項 第6号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

4 特例期間においては、職員給与規程第20条及び第22条から第24条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規程第26条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、職員給与規程の一部を改正する規程（22独家セ第1039号。以下「平成22年改正規程」という。）附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号並びに第3号及び第6号から第8号まで並びに第4項の規定の適用については、第2項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から平成22年改正規程附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年改正規程附則第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から平成22年改正規程附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年改正規程附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第7号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年改正規程附則第2項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第8号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2号、第3号及び第6号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号、第3号及び第6号」と、同号ハ中「前項、第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項、第2号及び第3号」と、同号ホ中「第6号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第6号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年改正規程附則第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。



- 6 特例期間においては、第42条第3項の規定の適用については、同項中「第26条」とあるのは、「第4項（第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。
- 7 特例期間においては、第43条第1項の規定の適用については、同項中「第26条」とあるのは、「第4項（第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。
- 8 この規定による給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 9 平成24年6月に職員に支給する期末手当の額は、職員給与規程第29条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（職員給与規程第42条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の第1号の適用を受ける場合にあっては、同号に掲げる額に相当する額を減じ、第2号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を加えた額を支給する。
  - 一 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に職員（職員給与規程第40条に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成17年改正規程附則第8項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第16条第2項に規定する理事長が定める額を除く。）及び特地勤務手当（職員給与規程第19条の規定による手当を含む。）の月額（平成22年改正規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、平成24年4月の1月分の月数（平成24年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額。

俸給表	職務の級	号 俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで
	3級	1号俸から60号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から36号俸まで
	6級	1号俸から28号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで
	8級	1号俸から4号俸まで
技術専門職員俸給表	1級	1号俸から121号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から76号俸まで
	4級	1号俸から48号俸まで
	5級	1号俸から32号俸まで
医療職員俸給表	1級	1号俸から108号俸まで
	2級	1号俸から92号俸まで
	3級	1号俸から68号俸まで
	4級	1号俸から56号俸まで
	5級	1号俸から40号俸まで
	6級	1号俸から20号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで

二 同附則第10条の規定が適用され、同条の規定により決定された号俸に基づき当該適用を受ける職員（平成24年4月1日から平成24年5月1日の前日までの期間において、在職しなかった職員及び給与を支給されなかった職員を除く）が、同月分として支給されることとなる俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当及び特地勤務手当の月額合計額から、同附則の改正前の規定により同月分として当該職員に支給された俸給、扶養手当、地域手当、広域異動移動手当、住居手当及び特地勤務手当の合計額を減じた額。

（平成24年5月1日における号俸の調整）

10 平成24年4月1日において理事長が定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の職員給与規程第6条第5項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成24年5月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

（平成25年4月1日における号俸の調整）

11 平成25年4月1日において理事長が定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

（平成26年4月1日における号俸の調整）

12 平成26年4月1日において理事長が定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸

の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 1 3 育児休業規程第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、職員就業規則第65条の2の規定により定められたその者の勤務時間を職員就業規則第36条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 1 4 独立行政法人家畜改良センター非常勤職員「任期付短時間勤務」就業規則（以下、「任期付短時間勤務職員就業規則」という）第2条に規定する任期付短時間勤務職員に対する第10項から第12項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、任期付短時間勤務職員就業規則第18条の規定により定められたその者の勤務時間を職員就業規則第36条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 1 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、実施細則で定める。

附 則（平成24.11.1 24独家セ第975号）  
（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年11月1日から施行する。

（平成24年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成24年12月に期末手当が支給される職員（同年4月1日から同月30日までの期間において、在職しなかった職員及び俸給を支給されなかった職員を除く。）に対する当該期末手当の額は、職員給与規程第29条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（第42条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項から第4項まで及び第6項、第7項若しくは第44条又は附則第10項から第12項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程の附則第2項から第8項まで及び第10項から第12項までの規定が同月1日から適用されていたとしたならば同月分として同各項の規定によりそれぞれ減ずることとなる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

附 則（平成26.4.1 25独家セ第1694号）  
（施行日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（平成26年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成26年6月に期末手当が支給される職員のうち、平成24年4月1日から引き続き在職している者（同年5月1日に適用されていた俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（職員給与規程の一部を改正する規程（17独家セ第1718号）附則第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。）を除く。）に対する当該

期末手当の額は、第29条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（第42条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項から第4項まで及び第6項、第7項若しくは第44条又は職員給与規程の一部を改正する規程（22独家セ第1039号）附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、平成26年6月1日（当該支給される期末手当について第29条第1項後段、第41条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、その退職をし、又は解雇にされた日）において当該職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額（職員給与規程の一部を改正する規程（22独家セ第1039号）附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の3.67（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる場合は、期末手当は、支給しない。

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで
	3級	1号俸から60号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から36号俸まで
	6級	1号俸から28号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで
	8級	1号俸から4号俸まで
技術専門職員俸給表	1級	1号俸から121号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から76号俸まで
	4級	1号俸から48号俸まで
	5級	1号俸から32号俸まで
医療職員俸給表	1級	1号俸から108号俸まで
	2級	1号俸から92号俸まで
	3級	1号俸から68号俸まで
	4級	1号俸から56号俸まで
	5級	1号俸から40号俸まで
	6級	1号俸から20号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで

附 則（平成26.12.1 26独家セ第1040号）  
（施行期日等）

- この規程は、平成26年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定（第32条第2項及び独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（22独家セ第1039号）附則第5項の改正部分を除く。次項において同じ。）は、平成26年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前

の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成27.4.1 26独家セ第1591号)

(施行期日等)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27.7.1 27独家セ人第57号)

(施行期日等)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平成28.1.1 27独家セ第1396号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 2 この規程による改正後の職員給与規程の規定(第10条、第17条、第28条、第32条第2項及び独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程(22独家セ第1039号)附則第5項の改正部分を除く。)については、平成27年4月1日(以下「切替日」という。)、第32条第2項及び独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程(22独家セ第1039号)附則第5項の改正部分については平成27年12月1日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。なお、平成31年3月31日までの間、次の各号に掲げる職員に該当するものには、俸給月額のほか、当該各号に定める額を俸給として支給する。
  - 一 切替日及び平成27年12月31日(以下「基準日」という。)において同一の俸給表の適用を受ける職員で、切替日以降その者の受ける俸給月額が基準日において受けていた切替え前の俸給月額に達しないこととなるものには、平成31年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程(27独家セ第1396号)第5条第2項に規定する俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。
  - 二 前号に定める職員のうち、切替日から基準日の間に昇格した者における切替日から昇格日までの差額の算出については、俸給表の切替え前及び切替え後の双方において、昇格前の俸給月額を基礎とする。
  - 三 切替日及び基準日以降において俸給表の適用を受ける職員(第1号に規定する職員を除く。)について、同号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同号の規定に準じて、俸給を支給する。
  - 四 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

(平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

- 3 切替日から平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条第2項第2号	100分の6	100分の5
第16条第2項	30,000円 70,000円	26,000円 70,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額

(広域異動手当に関する特例)

- 4 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する改正後の職員給与規程第13条の2の規定の適用については、同第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 5 切替日前に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する改正後の職員給与規程第13条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

(その他)

- 5 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成28.4.1 27独家セ第2112号)

(施行期日等)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28.12.1 28独家セ第1807号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第11条第3項及び第12条第1項第3号の規定は平成29年4月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う特例)

- 2 この規程による改正後の職員給与規程の規定(第11条第3項、第12条第1項第3号、第32条第2項及び独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程(22独家セ第1039号)附則第5項の改正部分を除く。)については、平成28年4月1日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。

(扶養手当に関する経過措置)

- 3 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第3項第1号イ	6,500円	6,500円(ただし、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は10,000円とする。)
-------------	--------	---

第11条第3項第1号ロ	3,500円	3,500円（ただし、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は10,000円とし、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は6,500円とする。）
第11条第3項第1号ハ	支給しない	支給しない（ただし、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は10,000円、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は6,500円とし、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は3,500円とする。）
第11条第3項第2号	10,500	10,500円（ただし、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は8,000円とする。）
第11条第3項第3号ロ	3,500円	3,500円（ただし、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間は6,500円とする。）
第11条第3項第3号ハ	支給しない	支給しない（ただし、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間は6,500円とし、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は3,500円とする。）

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る扶養手当の月額、職員給与規程第11条第2項第2号に規定する扶養親族については10,000円とし、職員給与規程第11条第2項第3号から第5号に規定する扶養親族については9,000円とする。

（勤勉手当に関する特例）

5 平成28年12月における勤勉手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第32条第2項第1号	100分の85 100分の105	100分の90 100分の110
第32条第2項第2号	100分の40 100分の50	100分の42.5 100分の52.5
附則（平成22.12.1 22独家セ第1039号） 第5項	1.275 1.575 100分の85	1.35 1.65 100分の90

	100分の105	100分の110
--	----------	----------

(その他)

6 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成29.4.1 28独家セ第2695号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29.12.1 29独家セ第1763号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う特例)

2 この規程による改正後の職員給与規程の規定 (第32条第2項及び独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程 (22独家セ第1039号) 附則第5項の改正部分を除く。) については、平成29年4月1日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。

(勤勉手当に関する特例)

3 平成29年12月における勤勉手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第32条第2項第1号	100分の90	100分の95
	100分の110	100分の115
第32条第2項第2号	100分の42.5	100分の45
	100分の52.5	100分の55
附則 (平成22.12.1 22独家セ第1039号) 第5項	1.35	1.425
	1.65	1.725
	100分の90	100分の95
	100分の110	100分の115

(その他)

4 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。



別表第1 一般職員俸給表（第5条第1項関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
1 0	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
1 1	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
1 2	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
1 3	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
1 4	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
1 5	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
1 6	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
1 7	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
1 8	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
1 9	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
2 0	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
2 1	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
2 2	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
2 3	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
2 4	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
2 5	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
2 6	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
2 7	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
2 8	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
2 9	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
3 0	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
3 1	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
3 2	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
3 3	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
3 4	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
3 5	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
3 6	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
3 7	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
3 8	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
3 9	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
4 0	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	
4 1	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	
4 2	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200		
4 3	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600		
4 4	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900		
4 5	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200		
4 6	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600			
4 7	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000			
4 8	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700			
4 9	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200			
5 0	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600			
5 1	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000			

5 2	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400			
5 3	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800			
5 4	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200			
5 5	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600			
5 6	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900			
5 7	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200			
5 8	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600			
5 9	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900			
6 0	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200			
6 1	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500			
6 2	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700				
6 3	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000				
6 4	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300				
6 5	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600				
6 6	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900				
6 7	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200				
6 8	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500				
6 9	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700				
7 0	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000				
7 1	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300				
7 2	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600				
7 3	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800				
7 4	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100				
7 5	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400				
7 6	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600				
7 7	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800				
7 8	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100				
7 9	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400				
8 0	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600				
8 1	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800				
8 2	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100				
8 3	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400				
8 4	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600				
8 5	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800				
8 6	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900					
8 7	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200					
8 8	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400					
8 9	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600					
9 0	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900					
9 1	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200					
9 2	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400					
9 3	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600					
9 4		294,400	342,200							
9 5		294,800	342,700							
9 6		295,200	343,100							
9 7		295,400	343,200							
9 8		295,700	343,700							
9 9		296,100	344,100							
1 0 0		296,500	344,400							
1 0 1		296,700	344,700							
1 0 2		297,000	345,100							
1 0 3		297,400	345,500							
1 0 4		297,700	345,900							
1 0 5		297,900	346,400							
1 0 6		298,200	346,800							
1 0 7		298,600	347,200							

1 0 8		298,900	347,600							
1 0 9		299,100	348,100							
1 1 0		299,500	348,500							
1 1 1		299,900	348,800							
1 1 2		300,200	349,100							
1 1 3		300,300	349,600							
1 1 4		300,600								
1 1 5		300,900								
1 1 6		301,300								
1 1 7		301,500								
1 1 8		301,700								
1 1 9		302,000								
1 2 0		302,300								
1 2 1		302,700								
1 2 2		302,900								
1 2 3		303,200								
1 2 4		303,500								
1 2 5		303,800								
再雇用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000

- 備考
- 1 他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。
  - 2 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で理事長が別に定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、183,700円とする。

別表第2 技術専門職員俸給表（第5条第1項関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
1 0	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
1 1	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
1 2	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
1 3	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
1 4	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
1 5	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
1 6	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
1 7	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
1 8	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
1 9	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
2 0	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
2 1	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
2 2	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
2 3	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
2 4	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
2 5	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
2 6	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
2 7	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
2 8	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
2 9	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
3 0	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
3 1	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
3 2	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
3 3	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
3 4	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
3 5	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
3 6	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
3 7	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
3 8	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
3 9	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
4 0	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
4 1	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
4 2	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
4 3	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
4 4	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
4 5	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
4 6	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
4 7	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
4 8	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
4 9	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
5 0	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
5 1	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800

5 2	194, 500	236, 900	264, 900	299, 300	346, 600
5 3	195, 600	238, 000	265, 900	299, 900	347, 400
5 4	196, 700	239, 000	267, 000	300, 700	348, 200
5 5	197, 800	239, 900	268, 200	301, 400	349, 000
5 6	198, 900	240, 700	269, 400	302, 100	349, 700
5 7	200, 000	241, 600	270, 200	302, 800	350, 400
5 8	201, 000	242, 600	271, 200	303, 500	351, 200
5 9	202, 000	243, 600	272, 300	304, 300	352, 000
6 0	203, 000	244, 500	273, 300	305, 000	352, 700
6 1	204, 100	245, 400	274, 400	305, 600	353, 400
6 2	205, 000	246, 300	275, 500	306, 300	354, 100
6 3	205, 900	247, 200	276, 300	307, 000	354, 800
6 4	206, 800	248, 100	277, 400	307, 700	355, 500
6 5	207, 500	248, 900	278, 200	308, 200	356, 100
6 6	208, 300	249, 700	279, 000	308, 700	356, 600
6 7	209, 000	250, 500	279, 800	309, 300	357, 100
6 8	209, 800	251, 200	280, 600	309, 900	357, 600
6 9	210, 200	252, 000	281, 300	310, 500	358, 000
7 0	210, 800	252, 600	282, 100	310, 900	
7 1	211, 100	253, 000	282, 900	311, 400	
7 2	211, 700	253, 400	283, 600	311, 900	
7 3	211, 900	253, 600	284, 400	312, 200	
7 4	212, 500	254, 000	285, 100	312, 700	
7 5	213, 000	254, 500	285, 900	313, 200	
7 6	213, 800	255, 000	286, 700	313, 600	
7 7	214, 000	255, 400	287, 300	313, 800	
7 8	214, 700	255, 800	287, 800	314, 100	
7 9	215, 200	256, 300	288, 300	314, 400	
8 0	215, 800	256, 800	288, 700	314, 700	
8 1	216, 500	257, 100	289, 100	315, 000	
8 2	217, 000	257, 400	289, 500	315, 300	
8 3	217, 600	257, 700	290, 000	315, 600	
8 4	218, 300	258, 000	290, 500	315, 900	
8 5	218, 900	258, 200	290, 900	316, 100	
8 6	219, 400	258, 400	291, 500	316, 500	
8 7	219, 900	258, 700	292, 100	316, 800	
8 8	220, 600	259, 000	292, 700	317, 000	
8 9	221, 100	259, 200	293, 000	317, 200	
9 0	221, 700	259, 400	293, 500	317, 500	
9 1	222, 300	259, 800	294, 000	317, 800	
9 2	222, 800	260, 000	294, 400	318, 100	
9 3	223, 200	260, 300	294, 800	318, 300	
9 4	223, 700	260, 700	295, 300	318, 600	
9 5	224, 200	261, 000	295, 800	318, 900	
9 6	224, 700	261, 300	296, 300	319, 100	
9 7	225, 200	261, 500	296, 600	319, 300	
9 8	225, 700	261, 800	297, 000	319, 600	
9 9	226, 200	262, 000	297, 500	319, 900	
1 0 0	226, 700	262, 300	298, 000	320, 100	
1 0 1	227, 100	262, 600	298, 400	320, 300	
1 0 2	227, 600	262, 800	298, 800		
1 0 3	228, 200	263, 100	299, 100		
1 0 4	228, 800	263, 400	299, 400		
1 0 5	229, 200	263, 600	299, 700		
1 0 6	229, 700	263, 800	300, 100		
1 0 7	230, 000	264, 100	300, 500		

1 0 8	230, 400	264, 300	300, 900	
1 0 9	230, 600	264, 600	301, 200	
1 1 0	231, 000	264, 900	301, 600	
1 1 1	231, 500	265, 200	302, 000	
1 1 2	232, 000	265, 400	302, 300	
1 1 3	232, 200	265, 600	302, 500	
1 1 4	232, 700	265, 900	302, 800	
1 1 5	233, 200	266, 100	303, 100	
1 1 6	233, 700	266, 300	303, 300	
1 1 7	234, 000	266, 600	303, 500	
1 1 8	234, 400	266, 900	303, 800	
1 1 9	234, 800	267, 200	304, 100	
1 2 0	235, 200	267, 500	304, 300	
1 2 1	235, 600	267, 600	304, 500	
1 2 2		267, 900	304, 800	
1 2 3		268, 200	305, 100	
1 2 4		268, 500	305, 300	
1 2 5		268, 600	305, 500	
1 2 6		268, 900	305, 800	
1 2 7		269, 200	306, 100	
1 2 8		269, 500	306, 300	
1 2 9		269, 600	306, 500	
1 3 0		269, 900	306, 800	
1 3 1		270, 200	307, 100	
1 3 2		270, 500	307, 300	
1 3 3		270, 600	307, 500	
1 3 4		270, 900		
1 3 5		271, 200		
1 3 6		271, 500		
1 3 7		271, 600		

備考

- 1 機械の運転操作、その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用する。
- 2 4級の最高号俸以上の俸給を受ける職員の昇給については、昇給区分がAの者は、枠外2（最高号俸とその1号俸下位の号俸との差額に2を乗じた額を加えた額を、その者が現に受けている俸給月額に加えた額）の昇給を、昇給区分がBの者は、枠外1（最高号俸とその1号俸下位の号俸との差額を、その者が現に受けている俸給月額に加えた額）の昇給をさせるものとする。
- 3 独立行政法人家畜改良センター法人内資格制度規程第7条に基づく昇給を受ける者については、当該規定による昇給号俸数で昇給するものとし、昇給により4級の最高号俸を超える場合については、最高号俸を超える号俸数を枠外として、当該号俸数に最高号俸とその1号俸下位の号俸との差額を乗じて得た額を最高号俸月額に加えた額にて昇給させるものとする。

別表第3 医療職員俸給表（第5条第1項関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500	373,700
2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600	376,300
3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600	379,000
4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800	381,600
5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800	383,800
6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900	386,200
7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100	388,500
8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200	390,800
9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700	392,800
1 0	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700	394,900
1 1	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600	397,100
1 2	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600	399,400
1 3	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600	401,300
1 4	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700	403,300
1 5	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800	405,500
1 6	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800	407,700
1 7	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800	409,700
1 8	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800	411,900
1 9	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900	414,100
2 0	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000	416,200
2 1	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700	418,100
2 2	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800	420,000
2 3	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900	421,800
2 4	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900	423,700
2 5	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900	425,400
2 6	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500	427,000
2 7	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400	428,700
2 8	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300	430,300
2 9	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100	431,600
3 0	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800	432,900
3 1	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700	434,500
3 2	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500	436,000
3 3	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200	437,700
3 4	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900	439,300
3 5	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700	440,700
3 6	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400	442,100
3 7	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000	443,200
3 8	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700	444,500
3 9	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500	445,800
4 0	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300	447,200
4 1	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800	448,200
4 2	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300	448,900
4 3	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800	449,700
4 4	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100	450,300
4 5	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200	451,200
4 6	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300	451,900
4 7	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400	452,700
4 8	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600	453,500
4 9	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900	454,200
5 0	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000	454,900
5 1	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200	455,600

5 2	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300	456,400
5 3	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500	457,200
5 4	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500	458,000
5 5	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600	458,700
5 6	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700	459,400
5 7	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800	460,200
5 8	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300	
5 9	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900	
6 0	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300	
6 1	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900	
6 2	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400	
6 3	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800	
6 4	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300	
6 5	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900	
6 6	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300	
6 7	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600	
6 8	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900	
6 9	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300	
7 0	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600		
7 1	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300		
7 2	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900		
7 3	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600		
7 4	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100		
7 5	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700		
7 6	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200		
7 7	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600		
7 8	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200		
7 9	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700		
8 0	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000		
8 1	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300		
8 2	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800		
8 3	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200		
8 4	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500		
8 5	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800		
8 6	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300		
8 7	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800		
8 8	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200		
8 9	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500		
9 0	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900		
9 1	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400		
9 2	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800		
9 3	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200		
9 4	281,400	314,600	348,000	366,000			
9 5	282,300	315,300	348,700	366,400			
9 6	283,300	315,900	349,300	366,700			
9 7	284,000	316,600	349,700	367,300			
9 8	284,800	316,900	350,100	367,800			
9 9	285,400	317,500	350,600	368,300			
1 0 0	286,300	318,200	351,000	368,800			
1 0 1	287,100	318,600	351,500	369,400			
1 0 2	287,900	319,200	351,900	369,900			
1 0 3	288,700	319,800	352,400	370,400			
1 0 4	289,500	320,400	352,800	370,800			
1 0 5	290,200	320,800	353,100	371,400			
1 0 6	290,700	321,300	353,600	371,900			
1 0 7	291,200	321,800	354,000	372,400			



1 0 8	291,700	322,300	354,300	372,900		
1 0 9	291,900	322,700	354,800	373,500		
1 1 0	292,200	323,100	355,300	373,900		
1 1 1	292,400	323,400	355,800	374,400		
1 1 2	292,800	323,700	356,300	374,900		
1 1 3	293,100	324,100	356,800	375,500		
1 1 4	293,300	324,500	357,300			
1 1 5	293,700	324,900	357,800			
1 1 6	294,000	325,200	358,200			
1 1 7	294,300	325,400	358,600			
1 1 8	294,600	325,700	359,000			
1 1 9	294,900	326,100	359,500			
1 2 0	295,300	326,300	360,000			
1 2 1	295,600	326,500	360,400			
1 2 2	296,000	326,800	360,900			
1 2 3	296,300	327,100	361,400			
1 2 4	296,700	327,400	361,900			
1 2 5	296,900	327,600	362,200			
1 2 6	297,100	327,900				
1 2 7	297,400	328,300				
1 2 8	297,800	328,500				
1 2 9	298,000	328,600				
1 3 0	298,300	328,900				
1 3 1	298,700	329,300				
1 3 2	299,100	329,500				
1 3 3	299,300	329,800				
1 3 4	299,600	330,200				
1 3 5	300,000	330,600				
1 3 6	300,300	331,000				
1 3 7	300,500	331,300				
1 3 8	300,800	331,700				
1 3 9	301,200	332,100				
1 4 0	301,500	332,500				
1 4 1	301,700	332,800				
1 4 2	302,100	333,200				
1 4 3	302,500	333,500				
1 4 4	302,800	333,900				
1 4 5	302,900	334,200				
1 4 6	303,200	334,600				
1 4 7	303,500	335,000				
1 4 8	303,900	335,400				
1 4 9	304,100	335,700				
1 5 0	304,300	336,100				
1 5 1	304,600	336,500				
1 5 2	304,900	336,900				
1 5 3	305,300	337,200				
1 5 4	305,500					
1 5 5	305,700					
1 5 6	306,000					
1 5 7	306,300					
1 5 8	306,600					
1 5 9	306,900					
1 6 0	307,200					
1 6 1	307,600					
1 6 2	307,900					
1 6 3	308,200					

1 6 4	308,500						
1 6 5	308,900						
1 6 6	309,200						
1 6 7	309,500						
1 6 8	309,800						
1 6 9	310,200						
再雇用職員	234,700	255,000	262,200	272,400	288,700	325,800	370,200

備考 この表は、看護師又は准看護師である職員に適用する。

別表第4（第33条及び第34条関係）

地域の区分	地 域
1 級 地	北海道河東郡
3 級 地	北海道日高郡
4 級 地	青森県上北郡 岩手県盛岡市 福島県西白河郡 長野県佐久市